

一般社団法人全国動物薬品器材協会  
動物用医薬品等販売員等認定研修事業実施要綱

平成24年3月15日制定

平成25年3月14日一部改正

令和 6年9月19日一部改正

(事業の目的)

第1 動物用医薬品及び動物用医療機器（以下「動物用医薬品等」という。）の適正な管理、流通及び使用を通じて、安全な畜水産物の安定的生産ならびに飼育動物の健康保持という社会的要請に対処するため、動物用医薬品等の販売に従事する者等を対象に、動物用医薬品等に関する知識、我が国の畜水産、家畜衛生の情勢、関連法規、遵法・企業倫理・販売員の使命、獣医療の業務等についての研修を実施し、それらに関する知識を習得させることにより、その資質向上を図るとともに、認定番号を付与し、定期的に認定を更新させることで、業界の社会的認知度向上に寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第2 一般社団法人全国動物薬品器材協会（以下「協会」という。）は、上記事業の目的を遂行するため、次の事項を行う。

(1) 研修の実施

ア) 新規認定研修（毎年実施）

下記イ) に該当しない動物用医薬品等の販売従事者等を対象にした、3日間の範囲内の新規認定研修会及びWEBによる研修を毎年度実施する。

イ) 既認定研修

認定販売員証の交付、認定番号の付与を受けている動物用医薬品等の販売従事者等を対象にしたWEBによる研修を実施する。

(2) 認定販売員証の交付と認定番号の付与

協会の理事長は、(1)のア)イ)の研修修了者に認定販売員証を交付するとともに、固有の認定番号を付与する。

(3) 認定の有効期限

(2)による認定販売員証並びに認定番号の有効期限は、認定した日の属する月から3年後の同月末日とする。有効期限を経過することにより認定は無効となる。

(4) 認定の更新（3年毎更新）

認定販売員証の交付、認定番号の付与を受けている動物用医薬品等の販売従事者等であって、認定の有効期限が当該年度中に到来する者には、有効期限の属する年度中に実施される、第2(1)のイ)の研修を修了することにより認定を更新できる。

(5) 研修用教材の作成

協会は、研修用教材を作成する。

(実施要領)

第3 協会は、本事業の実施にあたっての具体的な事項について実施年度ごとに実施要領を定める。

(後援要請)

第4 協会は、当該研修事業の実施について農林水産省に後援を要請する。

(認定の推進)

第5 本事業の推進による認定販売員の増強等にあたっての具体的施策に関する事項については、別に定める。

附則

- 1 本要綱は平成24年4月1日より実施する。
- 2 本要綱は平成25年4月1日より実施する。
- 3 本要綱は令和6年9月19日より実施する。
- 4 令和7年1月1日の段階で認定販売員証の交付、認定番号の付与を受けていない動物用医薬品等の販売従事者に対して、第2(1)による研修の修了を以て認定販売員証を交付し認定番号を付与する。